

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月25日
【ファンド名】	東京海上・米国政策関連株式ファンド(為替ヘッジなし)
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横田 靖博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【縦覧に供する場所】	該当なし

【臨時報告書の提出の理由】

追加型証券投資信託「東京海上・米国政策関連株式ファンド（為替ヘッジなし）」（以下「当ファンド」といいます。）につき、信託終了（繰上償還）に係る手続きを開始することが決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

【報告内容】

イ. 信託の終了の年月日

2025年1月22日（書面決議が可決された場合、繰上償還が実施されます。）

ロ. 信託の終了に係る決定に至った理由

当ファンドは、2017年3月10日の設定以来、運用を行ってまいりましたが、純資産総額が著しく減少し、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である受益権総口数10億口を下回る状況が継続しております。

今後も当ファンドの純資産総額の大幅な増加は見込み難く、更なる純資産総額の減少により銘柄選択に制約が生じる可能性に加え、売買時の取引コストが嵩むことが想定されるなど、運用上の制約が生じる可能性が懸念される状況であることから、本来の運用目標を達成することおよび商品性の維持が困難になることが懸念されるため、当ファンドの信託を終了（繰上償還）し、運用資産をお返すことが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

ハ. 法令に基づき信託の終了に係る決定に関する情報を発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

受益者を対象に書面決議を行うため、当ファンドの知っている受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。